

山梨県公報

号外第二十九号

令和七年

七月四日

金 曜 日

目 次

教育委員会

○山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則……………一
の一部を改正する規則

公安委員会

○山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部……………一
を改正する規則

その他

○山梨県議会会議規則の一部を改正する規則……………一
○山梨県議会傍聴規則の一部を改正する規則……………三
○山梨県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を制定……………五
する訓令

教育委員会

山梨県教育委員会規則第六号

山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月四日

山梨県教育委員会

教育長 萩 野 智 夫

山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年山梨県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第七条」に改める。

第三条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

本則に次の一条を加える。

（情報通信技術利用条例第七条の規則で定める書面等及び措置）

第九条 情報通信技術利用条例第七条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条の表の上欄に掲げる書面等とし、情報通信技術利用条例第七条の規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第六号

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月四日

山梨県公安委員会

委員長 飯 室 元 邦

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年山梨県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「情報通信技術活用規則」という。」を削り、「第六条」を「第七条」に改める。

第三条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

本則に次の一条を加える。

（情報通信技術利用条例第七条の規則で定める書面等及び措置）

第十条 情報通信技術利用条例第七条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条の表の上欄に掲げる書面等とし、情報通信技術利用条例第七条の規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

その他

山梨県議会規則第二号

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月四日

山梨県議会議長 渡 辺 淳 也

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則

山梨県議会会議規則（昭和三十一年山梨県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三百三十条（会議規則の疑義）」を 第三百三十一条（電磁的記録による作成
第三百三十二条（会議規則の疑義）

通知等）
に改める。

第八十八条第四項及び第五項を削る。

第九十九条中「外とう、えり巻、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改める。

第三百三十条を第三百三十二条とし、第十八章中同条の前に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第三百三十条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他の文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第二十条、第四十条第三項、第八十九条第一項、第九十条第一項及び第二百五条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）とする。

（電磁的記録による作成等）

第三百三十一条 この規則の規定（第二十八条第一項（第八十四条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則

の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県議会規則第三号

山梨県議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月四日

山梨県議会議長 渡 辺 淳 也

山梨県議会傍聴規則の一部を改正する規則

山梨県議会傍聴規則（昭和四十六年山梨県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条中「静粛を旨とし」を削り、同条第二号から第四号までを削り、同条第一号中「拍手」を「拍手」に、「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 静粛にすること。

第十条第五号中「携帯電話等の通信機器類は電源を切る等無音と」を「携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないように」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「飲酒」を「飲食（水の摂取を除く。）」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号及び第八号を削り、同条第九号中「議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような」を「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような」に改め、同号を同条第五号とし、同条を第十一条とする。

第九条第一項第一号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第九条第一項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を削り、同項第八号中「おそれが」を「ことが明らかで」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「係員」を「係員」に、「前条第一号から第五号」を「前項第一号から第三号」に、「物品」を「物」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による傍聴券の交付等）

第八条 議長は、第五条の規定による傍聴券の交付又は第六条の規定による特別傍聴券の交付に代えて、議長が定めるところにより、会議を傍聴しようとする者の承諾を得て、傍聴券又は特別傍聴券に記載すべき事項を議長が定める電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその交付の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び第三項において同じ。）を使用する方法により提供することができ。この場合において、議長は、傍聴券又は特別傍聴券を交付したものとみなす。

2 前項の規定により傍聴券又は特別傍聴券の交付を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合において、第五条第一項中「会議当日受付において先着順に」とあるのは「議長が定めるところにより」と、前条中「傍聴券又は特別傍聴券を提示しなければならぬ」とあるのは「第八条第一項の規定による提供を受けたことについて、議長が定める方法により確認を受けなければならない」とする。

3 第一項の規定により傍聴券又は特別傍聴券の交付を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、第五条第三項又は第六条第三項の規定は適用しない。

第一号様式中「   」を「   」に改め、同様式裏面を次のように改める。

裏面

傍聴される方へ

- 1 この券は、記載された日に限り有効です。
- 2 この券に住所、氏名を記入してください。
- 3 この券をお持ちの方は、一般傍聴席に入ることができます。
- 4 係員からこの券の提示を求められたときは提示してください。
- 5 傍聴人は議場に入ることできません。
- 6 傍聴席では、次の事項を守ってください。
 - (1) 静粛にすること。
 - (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
 - (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- (4) 飲食（水の摂取を除く。）又は喫煙をしないこと。
- (5) その他会議を妨害し、又は傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。
- (6) 写真撮影・録音等をしないこと（許可を得た場合を除く。）。
- 7 議長が退場を命じたときは、速やかに退場してください。
- 8 山梨県議会傍聴規則を守り、係員の指示に従ってください。

第二号様式中「**長**」を「**知**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県議会訓令第4号

山梨県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

令和七年七月四日

山梨県議会議長 渡 辺 淳 也

山梨県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

(趣旨)

第一条 山梨県議会が所管する手続等を、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山梨県条例第四十五号。以下「条例」という。）第三条から第七条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。
- 二 電子証明書 申請等を行う者又は議長が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信し、及び議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- 一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- 二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書
- 三 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書のうち議長が定めるもの

3 第一項の申請等を行う者は、議長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を条例第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4 規程の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

(情報通信技術による手数料の納付の方法等)

第四条 条例第三条第五項前段の規程で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に手数料の納付を委託して納付する方法とする。

2 条例第三条第五項後段の規程で定める期限は、納入の通知が手数料を納付しようとする者に到達した日から七日を経過する日とする。ただし、同項前段に規定する電子情報処理組織に障害が発生したことその他の事情により前項の規定による手数料の納付が困難であると議長が認める場合は、この限りでない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第五条 議長は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

第六条 議長は、条例第五条第一項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、議長の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を据

え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第七条 議長は、条例第六条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第八条 条例第三条第四項の規程で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名（第三条第二項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第三条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 条例第四条第四項及び第六条第三項の規程で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とする。

（条例第七条の規程で定める書面等及び措置）

第九条 条例第七条の規程で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第七条の規程で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。